

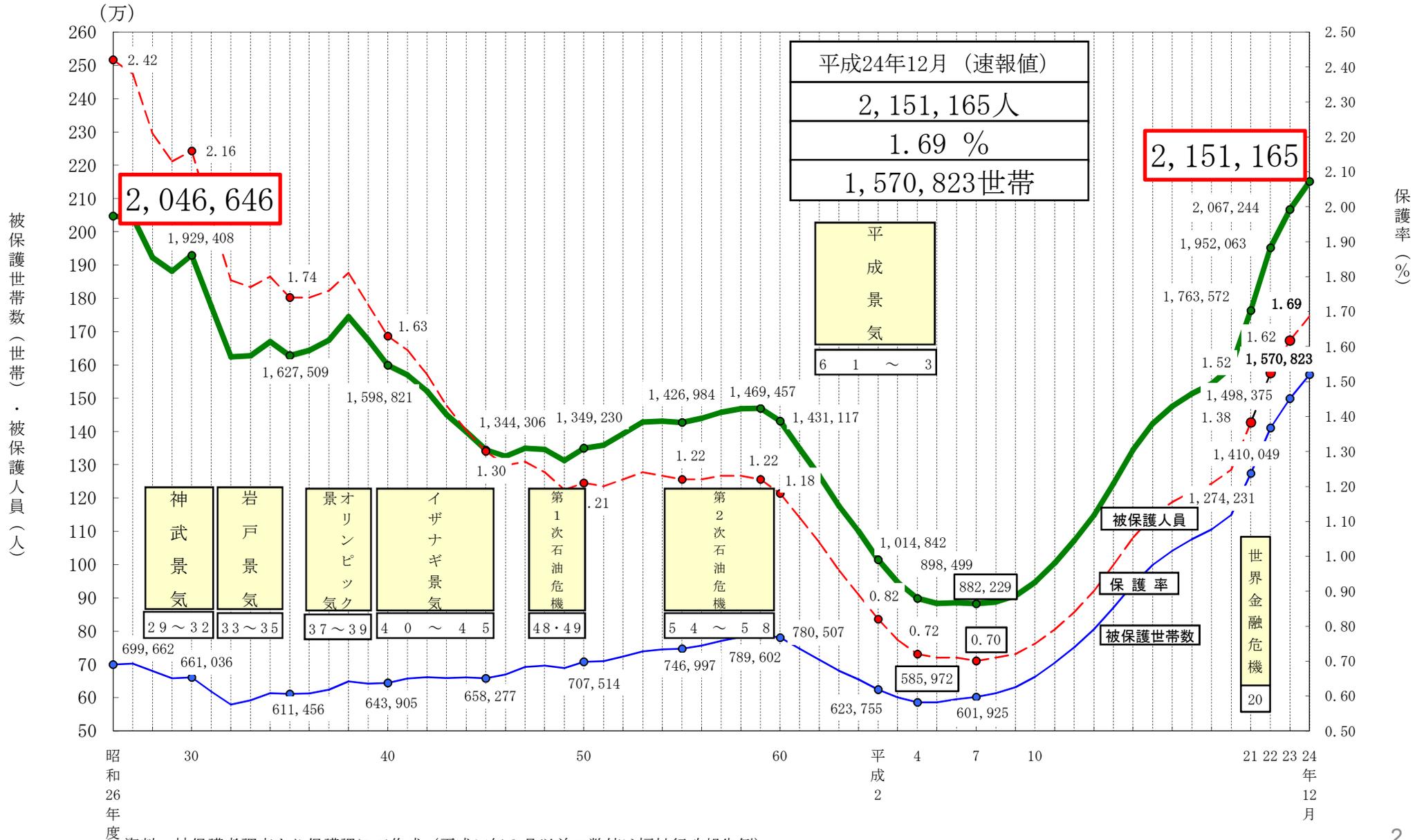
生活保護制度の見直しについて (参考資料)

(内容については調整中につき未定稿)

1. 生活保護制度の現状

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は215万人であり、昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



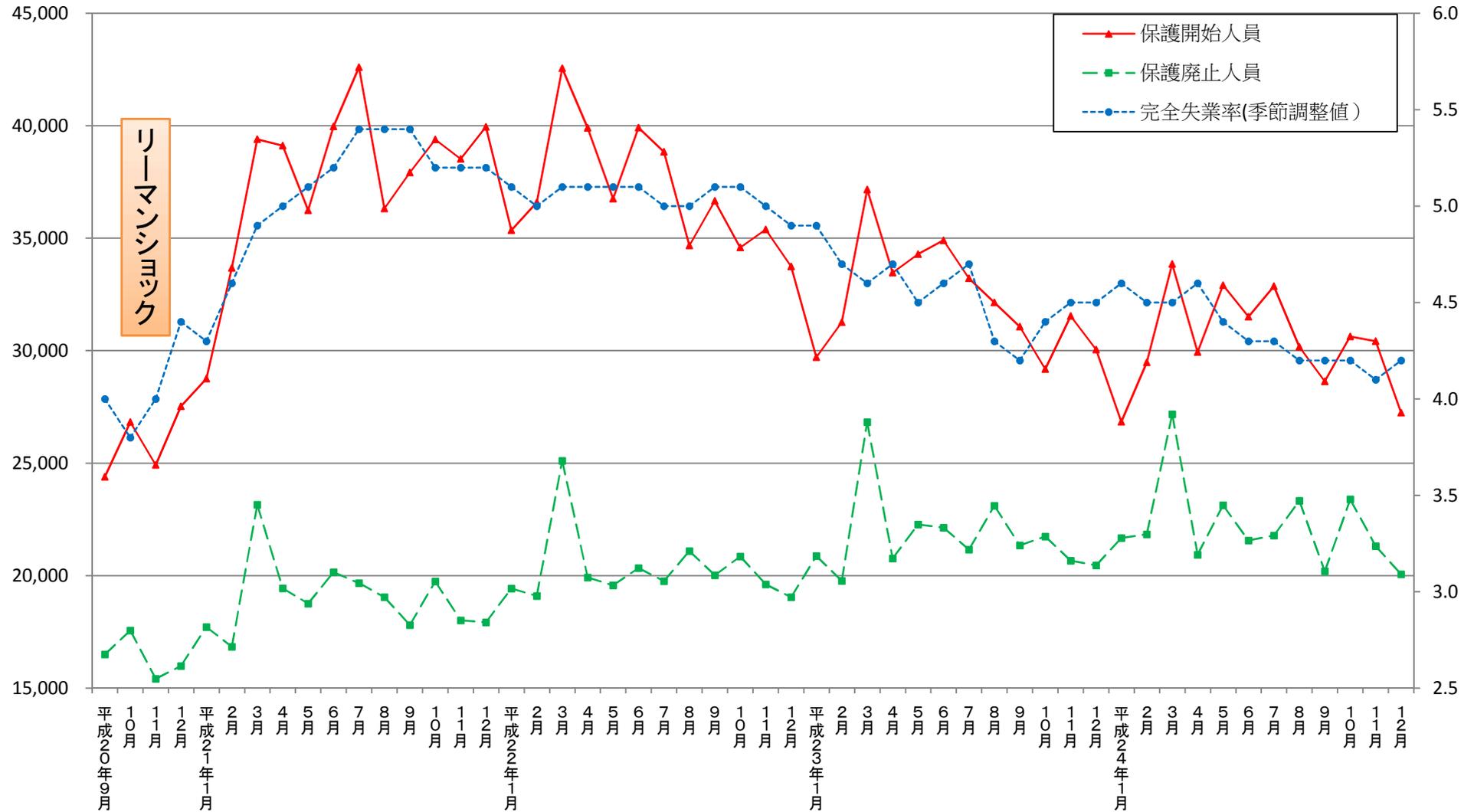
資料：被保護者調査より保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。

保護開始人員・保護廃止人員(人)

失業率(%)



(注)東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。
 (資料)被保護者調査[平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例(平成23年4月以降の数値は速報値)]、労働力調査(総務省)

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成14年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	869,637	402,835	75,097	319,302	72,403
構成割合 (%)	100	46.3	8.6	36.7	8.3

資料：平成14年度福祉行政報告例

◆平成24年12月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,563,918	681,229	115,631	477,861	289,197
構成割合 (%)	100.0	43.6	7.4	30.6	18.5

約4倍増

資料：被保護者調査（平成24年12月概数）

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
 その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

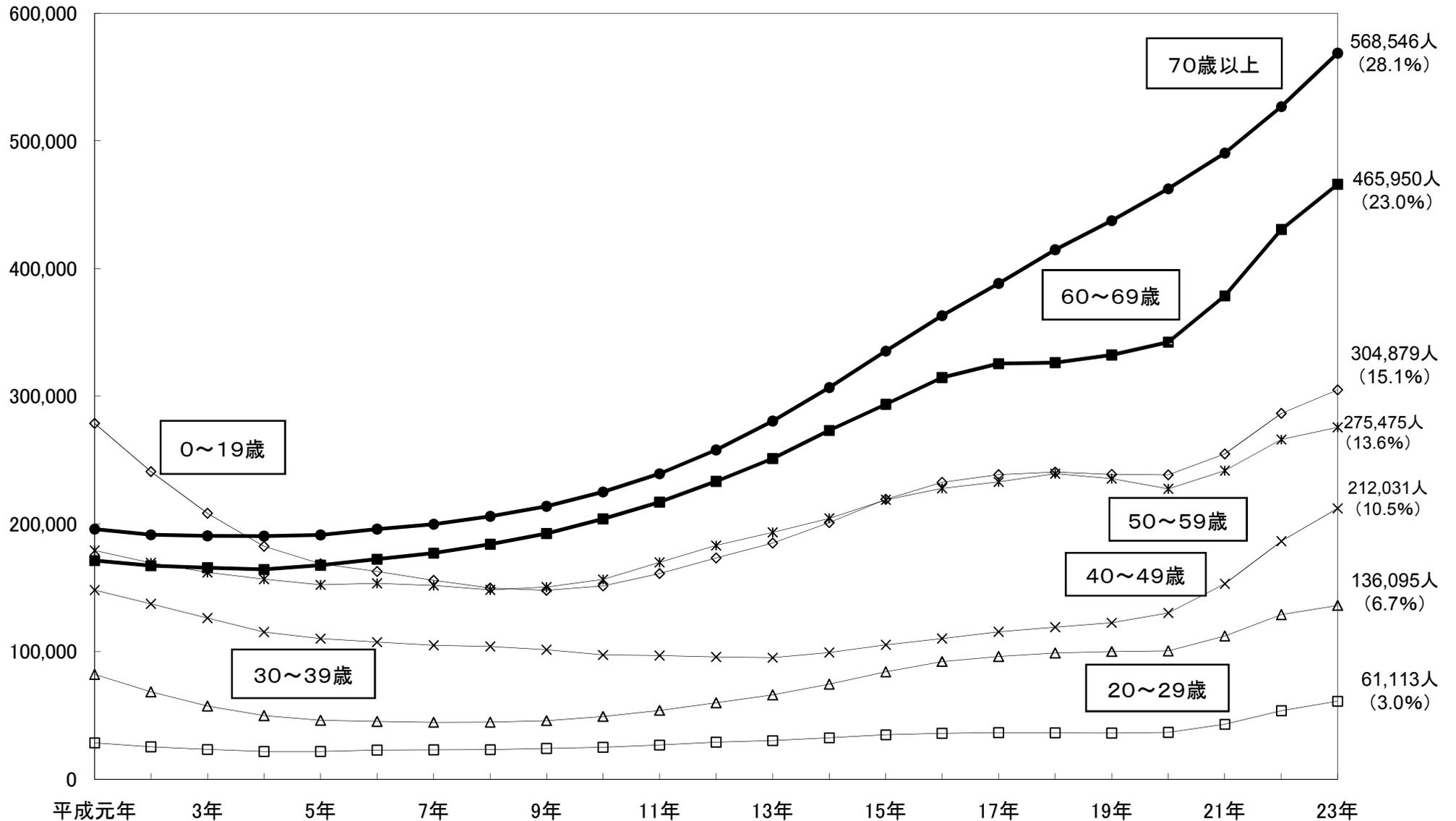
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯員の構成割合

- ・20～29歳：3.0%
- ・50歳以上：64.9%

(平成23年)

年齢階層別被保護人員の年次推移

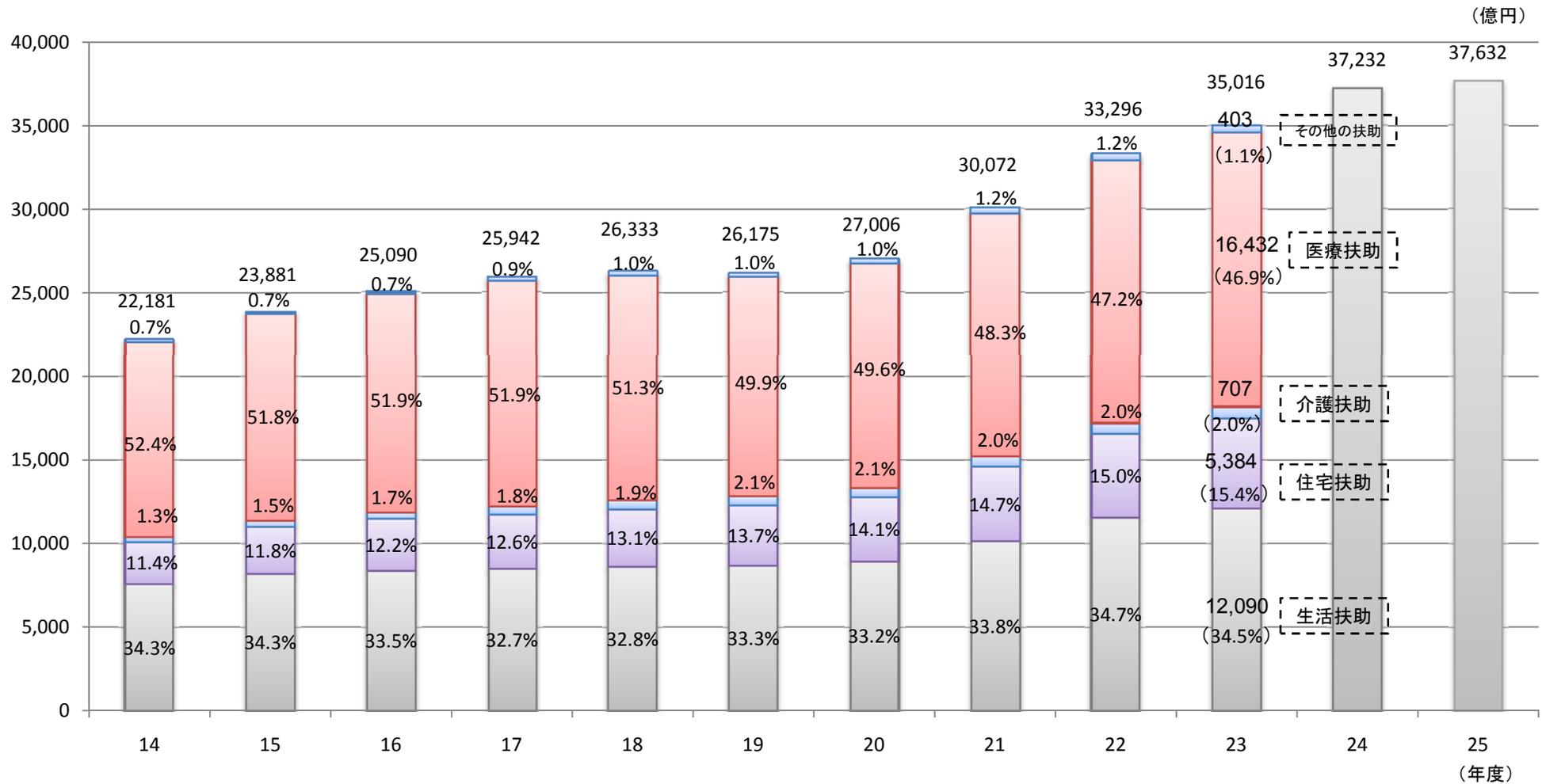
- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成25年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成23年度までは実績額、24年度は当初予算額、25年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護法の医療扶助の現状(H22)について

1. 医療扶助人員数、医療扶助費の状況

生活保護受給者の約8割が医療扶助を受け、その費用は生活保護費全体の約5割を占めている。

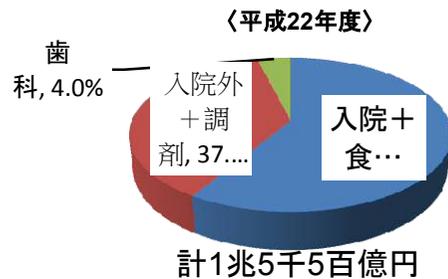
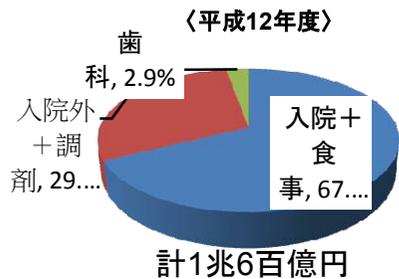
	被保護 実人員 A	医療扶助人員		医療扶助率 B/A	医療扶助費 総額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総数 B	入院 人			
平成22年度	1,952,063	1,553,662	129,805	79.6	15,701	47.2

注：被保護者実人員・医療扶助人員数は、それぞれ、毎月の生活保護を受給している者数、医療扶助を受給している者数を足し上げ12で除した数を計上。

医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額を計上。

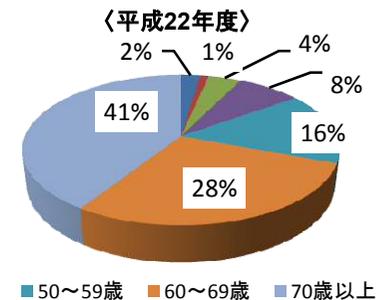
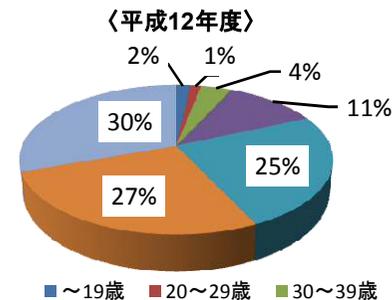
2. 診療種別の状況

医療扶助費のうち、入院の割合は、やや減少傾向にはあるが、約6割程度を占めている。



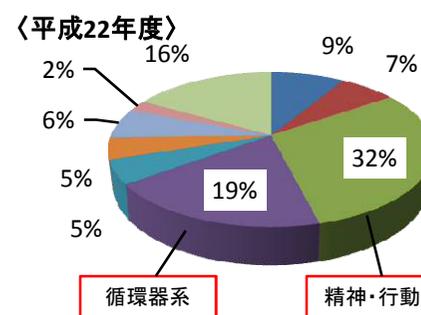
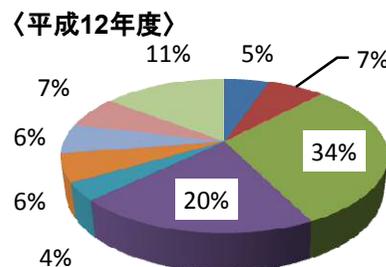
3. 年齢階級別の状況

医療扶助費のうち、高齢化に伴い、60歳以上分が占める割合が増えてきている。



4. 傷病分類別の状況

医療扶助費のうち、精神関連疾患及び循環器系疾患分の割合が高い。



- 新生物
- 内分泌・栄養・代謝疾患
- 精神・行動の障害
- 循環器系の疾患
- 呼吸器系の疾患
- 消化器系の疾患
- 筋骨格系・結合組織の疾患
- 泌尿器系の疾患
- その他

生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成23年度実績)

- 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	対象者数	就労・増収者数	保護費削減額 (推計)
①ハローワークの就職支援ナビゲーターによる福祉事務所とのチーム支援 (就職支援ナビゲーター(ハローワーク) 700人(H23')→1,000人(H24'))	24,771人 (前年比:43.8%増 (7,541人増))	13,404人 (前年比:35.1%増 (3,483人増)) (就労・増収率:54.1%)	約38.5億円 (前年比:16.3%増 (5.4億円増))
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援 (就労支援員(福祉事務所) 1,742人(H24.1)→2,200人(H24'))	80,678人 (前年比:48.1%増 (26,185人増))	31,006人 (前年比:77.7%増 (13,555人増)) (就労・増収率:38.4%)	約89.0億円 (前年比:52.9%増 (30.8億円増))
③福祉事務所における②以外の就労支援	20,587人 (前年比:21.8%増 (3,679人増))	5,308人 (前年比:29.7%増(1,217人増)) (就労・増収率:25.8%)	約15.2億円 (前年比:11.8%増 (4.6億円増))

- ※1 ①は「福祉から就労」支援事業
 ※2 ①は職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。
 ※3 ①は全ハローワーク管内で実施している。

不正受給の状況

不正受給件数は毎年増加しており、そのうち5割強は稼働収入の無申告や過少申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等
	件	千円	千円	件
19	15,979	9,182,994	575	12
20	18,623	10,617,982	570	26
21	19,726	10,214,704	518	23
22	25,355	12,874,256	508	52
23	(※1) 35,568	(※2) 17,312,999	487	60

(※1) 全生活保護受給世帯数に占める不正受給件数の割合は2.4%(平成23年度)

(※2) 保護費総額に占める不正受給額の割合は0.5%(平成23年度)

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	平成23年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	16,038	45.1
稼働収入の過小申告	3,403	9.6
各種年金等の無申告	8,821	24.8
保険金等の無申告	1,325	3.7
預貯金等の無申告	688	1.9
交通事故に係る収入の無申告	527	1.5
その他	4,766	13.4
計	35,568	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

2. 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度に関する国と地方の調整経緯

1. 国と地方の協議

- 生活保護制度（生活保護法）の見直しを検討する場として、厚生労働大臣と自治体首長とで議論する「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催 ※平成23年5月～平成23年12月、12月12日中間取りまとめ

○「国と地方の協議」の取りまとめで指摘された主な事項（制度見直し関係）

（1）生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理について

- 保護脱却に向けたインセンティブ強化（保護廃止時の一時扶助の創設や勤労控除の積立還付等）
- 求職者支援制度以外の施策も活用した、第2のセーフティネット施策全体の機能強化

（2）医療扶助や住宅扶助等の適正化

- 指定医療機関制度の指定の手続の見直し
- 指定医療機関への指導における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設

（3）生活保護費の適正支給の確保

- 実施機関の調査権限の拡大
- 不正受給に係る罰則の引上げ等
- 不正受給の返還金と保護費との調整規定の創設

2. 社会保障審議会生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会

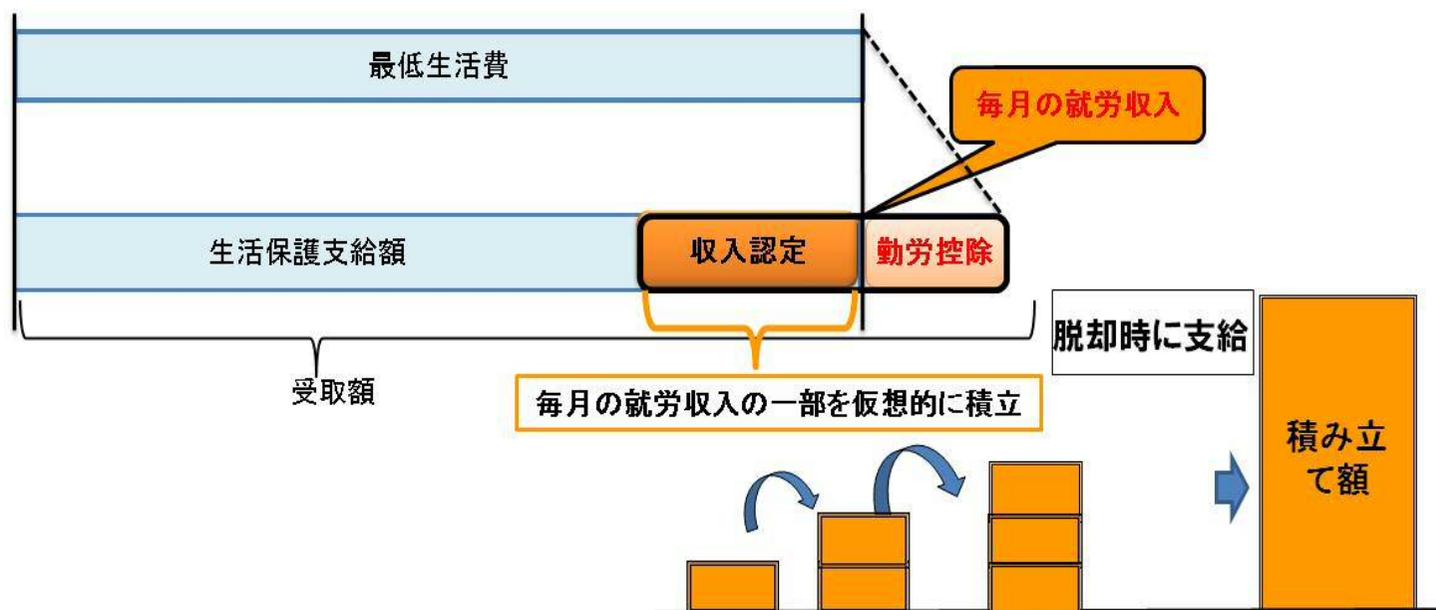
- その後開催された「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会」（平成24年4月～平成25年1月）において、「国と地方の協議」での議論を踏まえた見直しの方向性を提示し、平成25年1月にはその方向で報告書が取りまとめられた。

就労自立給付金について

◆ 保護脱却段階での取組について

- 生活保護から脱却すると、税、社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえて、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化する必要がある。
- このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度(就労自立給付金)の創設を検討することが必要である。

※ 就労自立給付金のイメージ

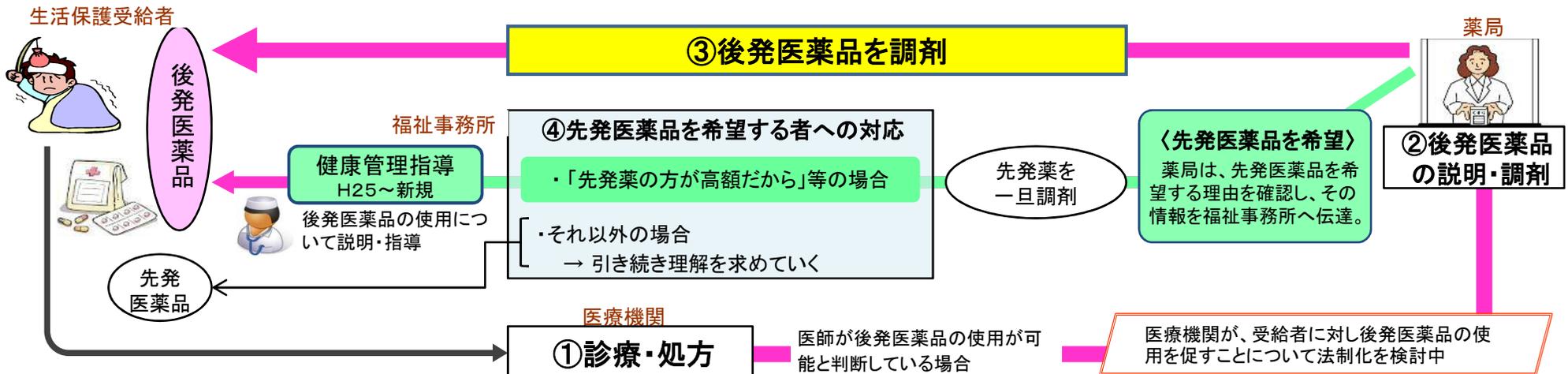


後発医薬品の使用を原則とするものの考え方について

【平成25年度より実施（予定）】

○ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用する。

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん（一般名処方を含む）を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。
- その際、先発医薬品の使用を希望する受給者に対しては、
 - ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
 - ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、必要に応じて福祉事務所の健康管理指導の対象とする。
- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化を検討。



【参考】医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療全体に比べて生活保護の使用割合が低い。

	数量シェア	金額シェア
生活保護	20.9% (H23.6月審査分)	7.5% (H23.6月審査分)
医療全体	23.0% (H23.5月診療分)	8.4% (H23.5月診療分)

(参考)生活保護制度における運用改善

○ 切れ目のない就労・自立支援のインセンティブの強化について

- ◆ 自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる受給者には、活動内容や頻度等を踏まえ、その活動に要する経費等を勘案して手当（定額）を支給（月額5,000円程度、原則6ヶ月を想定）（平成25年8月から）

- ◆ 勤労控除の見直し
就労収入のうち手元に残せる額の引き上げ（全額控除8,000円→15,000円）（平成25年8月から）

○ 車が主な通勤手段である地域における就労活動用の車保有容認の要件の緩和

- ◆ 就労による自立に向けた活動が行われている者に対しては、一定の条件の下、保護開始から概ね1か年の範囲内において、車の処分を保留する（※）ことも可能な取扱いとする。（現在は6ヶ月以内）（平成25年4月から）

○ 転居を伴う就労に対する積極的支援

- ◆ 現在は住所地から通勤可能範囲の就労を主に支援しているが、その範囲内に稼働能力に応じた職場がない場合には、長期に安定的な就労機会の確保の目処がたつなど保護脱却が十分に見込める場合には、敷金や移送費等を負担することも可能な取扱いとする。（平成25年4月から）

3. 生活困窮者対策について

新たな生活困窮者対策の背景①

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、**生活保護に至る前の自立支援策の強化**を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、**生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。**

【主な対象者】

(1) 現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)
(参考：その他生活困窮者の増加等)
 - ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成24年：35.2%
 - ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成23年：23.4%
 - ・ 高校中退者：約5.4万人(平成23年度)、中高不登校：約15.1万人(平成23年度)
 - ・ ニート：約60万人(平成23年度)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
 - ・ 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)

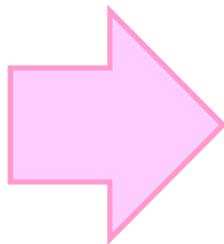
(2) 生活保護受給者のうち生活保護からの脱却が可能な層

- ・ 生活保護受給者のうち、稼働年齢層で就労支援が必要とされる者は約36.9万人(平成23年度)
(参考) 生活保護を新規に開始した者のうち、稼働年齢層で就労支援が必要な者は約8.8万人(平成23年度推計値)

新たな生活困窮者対策の背景②

【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
 - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
 - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施（横浜市）
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
 - ・ 住宅手当（平成25年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施） 【実績】常用就職率 54.5%（平成23年度）
- 貸付・家計相談
 - ・ グリーンコープ生協においては、きめの細かい生活相談に併せて貸付を実施
【実績】平成23年度末までの貸倒率 0.97%
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
 - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体:89.5%
 - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）



【指摘されている課題】

- 一部の自治体のみの実施
- 各分野をバラバラに実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如

新たな生活困窮者支援システム

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

本人の状況に応じた支援

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「居住支援給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

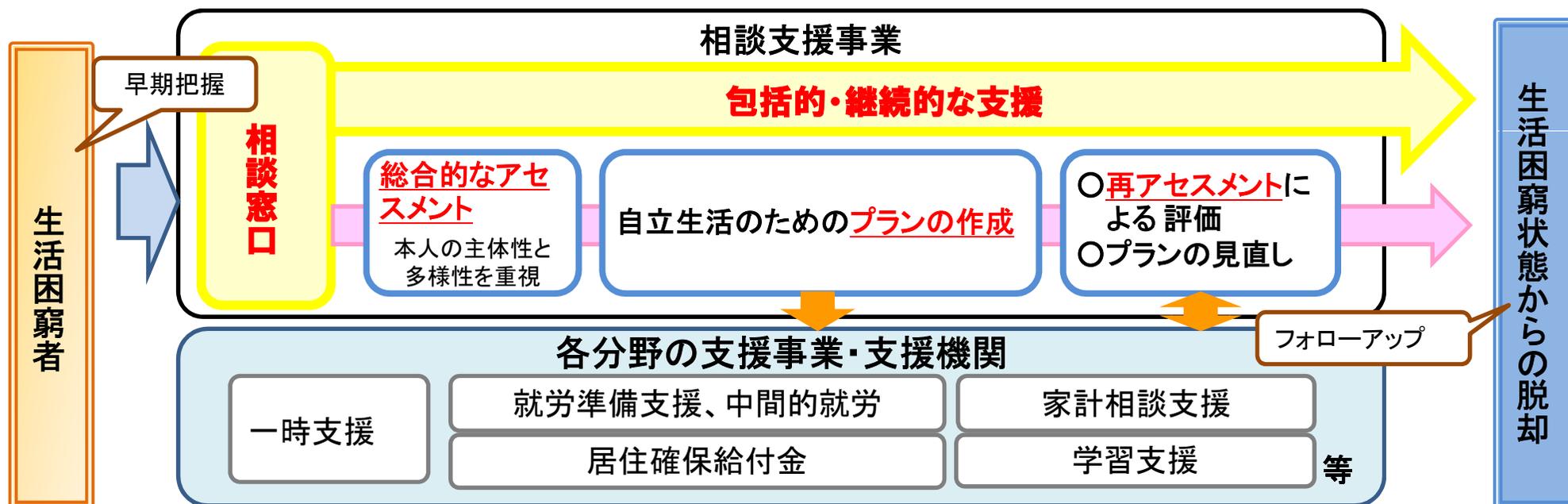
◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、地域資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

居住確保給付金について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で居住確保給付金を支給。(家主への代理納付)

(参考) 現行の住宅手当制度の概要及び実績

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成25年度までの事業)

➤ 支給対象者

平成19年10月以降に離職した者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

※ 平成25年度からは、自立促進策としての機能を明確にする観点から、離職後2年以内及び65歳未満の者に改正

➤ 支給要件

①収入要件：月収約13.8万円未満(単身)。(2人世帯は17.2万円以下、3人世帯は約24.2万円未満)[※東京23区の場合]

②資産要件：預貯金50万円以下の方(単身)。(複数世帯は100万円以下の者)

③就職活動要件：受給中、ハローワークでの月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援等、週1回以上求人先への応募等

※ 平成25年度からは、ハローワークの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等に改正

➤ 支給額

単身：21,300円～53,700円 複数世帯：27,700円～69,800円

➤ 支給期間

原則6か月間(就職活動要件を誠実に実施している場合はさらに3か月延長可能(最長9か月間))

※ 平成25年度からは、早期自立を促す観点から、原則3ヶ月間(3ヶ月毎に最長9ヶ月間まで延長可能)に改正

◆ 支給決定件数：132,754件(平成21年10月～平成25年1月。延長決定分含む)、直近の平成25年1月は1,911件

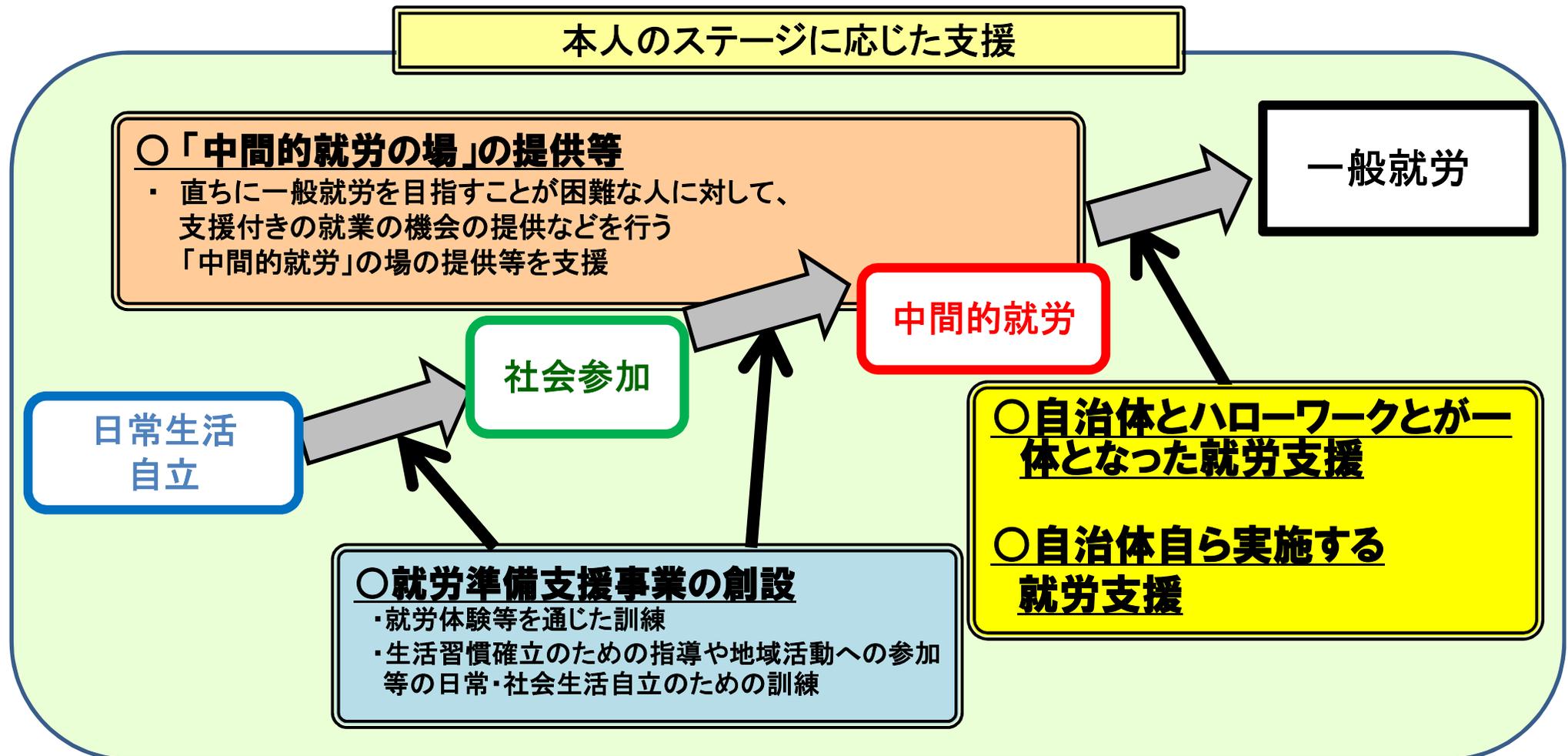
◆ 常用就職(※)率：54.5%(平成23年度実績)(※)期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労支援の強化について

- ◎ 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、「中間的就労」の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



就労準備支援事業について

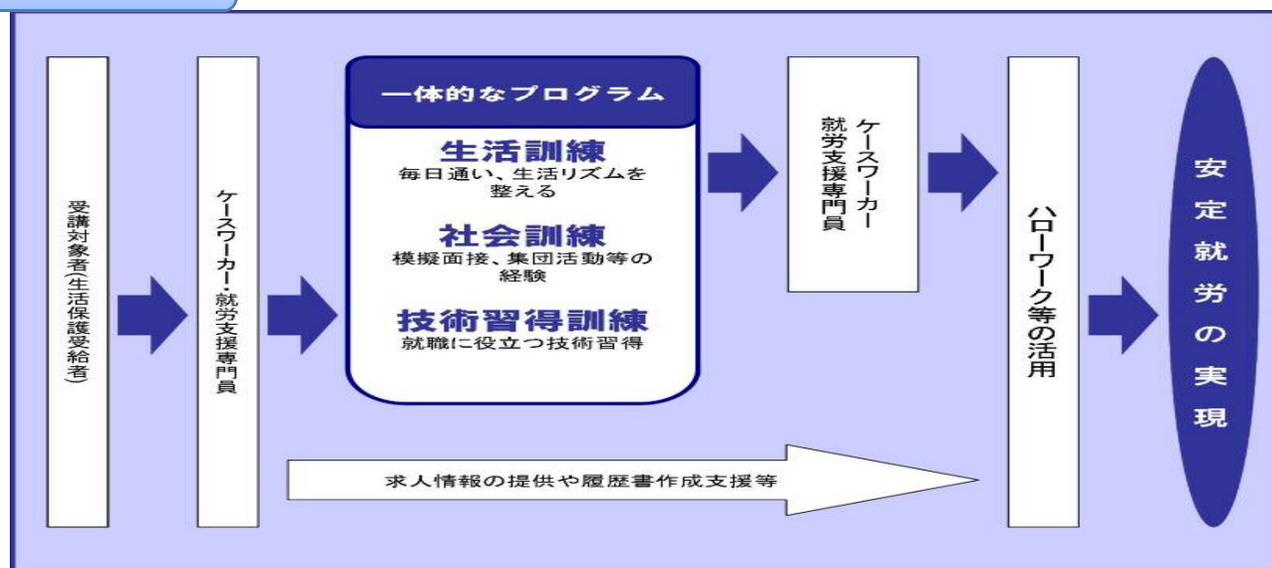
新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



期待される効果

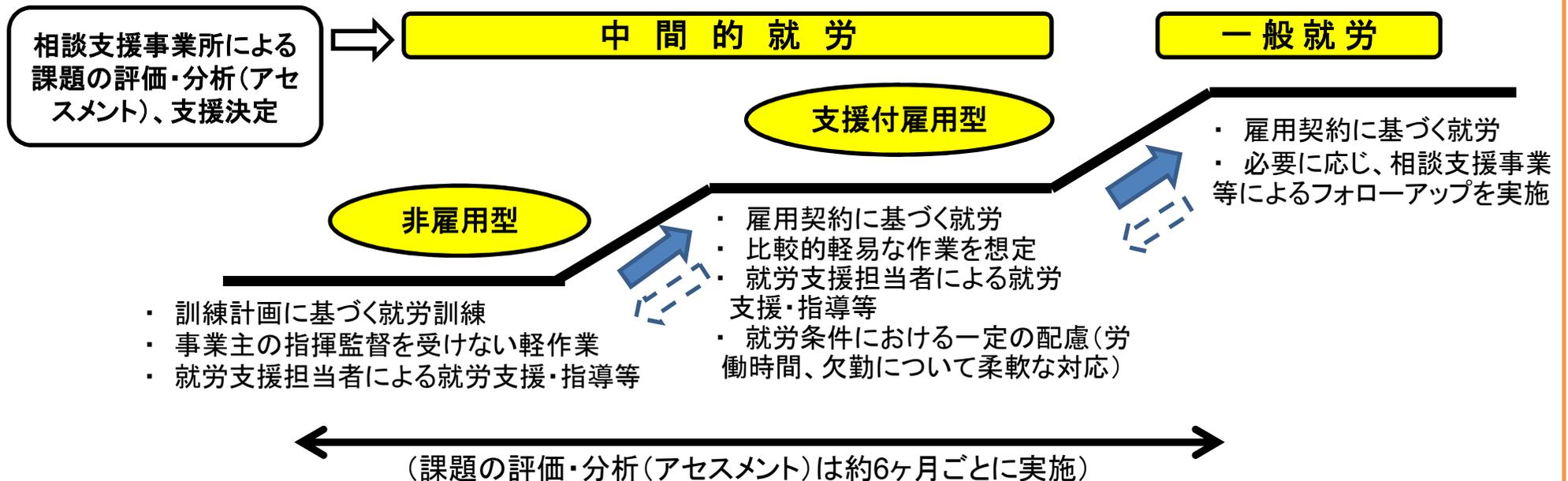
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

中間的就労事業の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



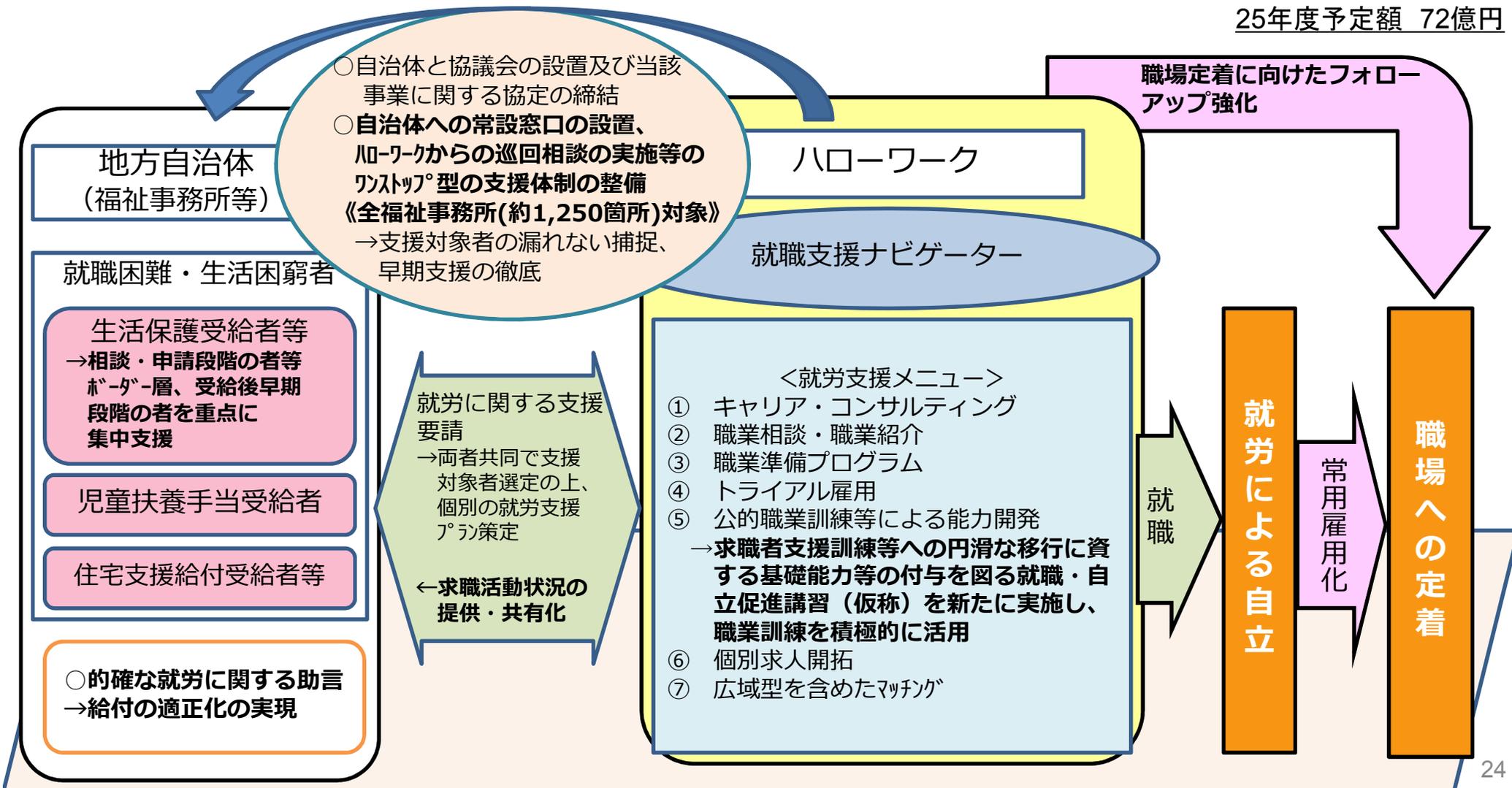
期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)の創設

生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。

25年度予定額 72億円



一時生活支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成25年度までの事業)

➤ 目的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➤ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➤ 利用料

無 料

➤ 利用期間

原則3か月以内

◆ 実施自治体数 (H24. 3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型)がある。 ○ 施設型……全国で2自治体5施設(定員1,514人) ○ 借上型……全国で41自治体63施設(定員652人)

期待される効果

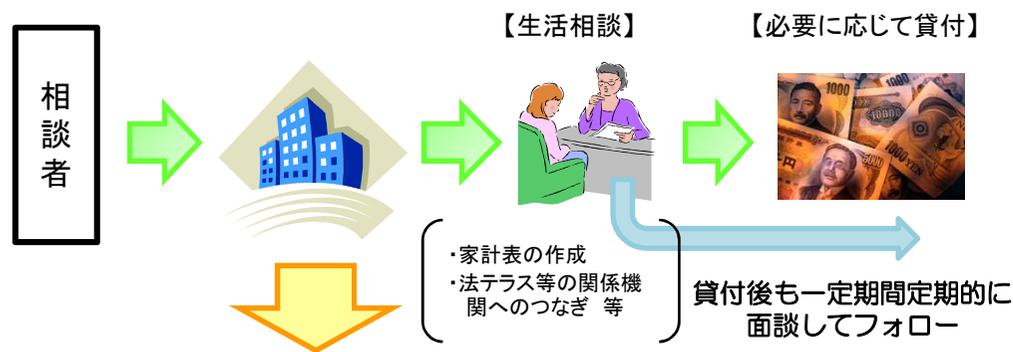
- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

家計相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)と相談者の状況に応じた支援計画の作成
 - ② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。
- 具体的な支援を担う「家計相談支援員」を養成し、相談支援の質を確保。

支援のイメージ(現行の取組例)



平成23年度末までに貸倒処理となったケースは15人
(約560万円、対貸付残高比：0.97%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		5生協合計	
	23年度	開業累計	23年度	開業累計
電話件数	2,054	11,296	3,406	15,626
面談件数	1,229	6,561	2,140	9,082
貸付希望件数	900	3,788	1,607	5,710
貸付件数	265	903	514	1,401
貸付金額(万円)	14,500	58,182	29,176	87,023
貸付残高(万円)	23,713	-	42,157	-
貸付平均額(万円)	54.7	64.4	56.8	62.1

※ 生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

地域推進事業について

新事業の概要

- 交付金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 週1~4回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成23年度は中学3年生の対象者801人のうち305人が参加。うち296人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成23年度は生活保護受給世帯の生徒69人が参加。中学3年生16人のうち15人が高校へ進学。

期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。